

北見市消費生活審議会議事録

H27.7.16 まちきた大通ビル5階A会議室

(開会) 事務局 上川課長

(挨拶) 滝沢部長
山田会長

(議事開始) 諸般の報告 事務局 上川課長
出席委員(審議会委員6名、苦情処理特別委員2名)
欠席委員(審議会委員4名)
北見市消費生活条例施行規則第26条第2項の規定により、
過半数を超えているため本審議会が成立していることを報告。

新委員報告

審議会委員 2名
苦情処理特別委員 2名

議案(1)説明 事務局 上川課長

北見市消費者相談室と商品テスト室の条例化について

北見市消費者相談室

開設年月 昭和41年4月
所在地 北見市北2条東1丁目11番地
北見市役所 北2条仮庁舎
相談日時 毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
相談員 2名(北見消費者協会に業務委託)
相談件数 平成25年度 671件
平成26年度 649件

北見市商品テスト室

開設年月日 昭和48年1月22日
所在地 北見市北4条東4丁目 第2分庁舎1階
職員 嘱託職員 1人

以後の会議進行を山田会長にお願いする。

(質疑応答)

太田委員 相談室とテスト室の一体化は、なじまない。

轡田委員 センターという名称で連携させ、一体化した方が活動しやすい。

芳賀委員 簡易テストという観点から啓蒙的に行っているということで、一体化させていいのでは。

太田委員 消費生活センターの名称で第 28 条の 2 項か 3 項でいいと思う。警察と法律専門家との連携について規則にでものせたらいいのではないか。

轡田委員 第 28 条の 2 項でよいと思う。

横田委員 消費生活センターについては、単に条項に加えるというそのような小さな位置づけではないと思う。苦情処理や啓蒙活動も行っていくということであれば、独立した条文を設けるべきではないかと思う。

山田会長 34 条と 35 条の間に条文を追加するという事務局案もあります。

横田委員 そこに設けるのであれば、章の追加になると思う。章を設けないのであれば、第 32 条に追加するのがよいのではないか。

田尾委員 既に出来上がっている他の自治体の条例を参考にしたらどうか。

(事務局)

上川課長 他の自治体を市レベルで調べています。センターを指定管理者に委託している自治体は、公の施設となるため単独のセンター条例を作っています。それ以外は、消費生活センターを設置し、目的などを条文化し、

規則により詳細を定めている例が多いようです。

山田会長 意見が出揃ったようです。
テスト室を啓蒙啓発事業に連携し、相談室と一体化させて
名称をセンターに変えるというのが多数だったと思います

議案(2)説明 事務局 上川課長
その他市条例の見直しについて

(質疑応答)

轡田委員 第1条に消費者教育の知識の普及などについて盛り込んでいく
のがいいと思う。
第32条の「要請することに」は無くていいと思う。

吉田委員 ここでそれぞれの条文について、検討していくのは難しい。
国や消費者庁との整合性をチェックして、事務局の方でたたき
台の案を作ってもらいそれを審議していくのがやりやすい
のではないかな。

上川課長 審議会については2回の開催を予定しており、今回、皆さんか
ら意見をいただいた上で、案を作成し、次回に図りたいと考
えております。

轡田委員 消費者教育の推進に関する法律の定義のなかに「消費者教育」
についてありますので、この法律に基づいて第1条に組み込んだ
らいいと思います。
また、「消費者市民社会」などの言葉も使われており、市民の関
心もそういったところにあると思う。

芳賀委員 第1条と第32条を併せて、目的とし、第2条にも繋がるので
いいと思う。

太田委員 第13条と第14条は無くしてもいいのではないか。
弁護士や警察との協力連携について記載することにより、少しでも悪質な商法の抑止力となるのではないか。

上川課長 条文を削除することは考えていない。抑止的に残しておくのも一つの方法だと思う。

山田会長 集約させていただきますと

- ・第1条に教育・啓発などの言葉を明記する。
- ・第32条を整理する。
- ・第1条と第32条を一つにする。

具体的な条文については、事務局に改正（案）を作成してもらい次回の審議会で図ることといたします。

その他については無しにより議事終了